

生活困窮世帯の子ども達への学習支援

学習支援の場が果たす役割・機能についての心理学的考察

新保 幸洋¹

Study Support for Children of Households on Welfare

Yukihiro SHINPO¹

1. はじめに

平成 25 (2013) 年「国民生活基礎調査の概況」において、2012 年の子どもの相対的貧困率が 16.3%であることが示された (厚生労働省, 2014)。この数値は、実に子どもの 6 人に 1 人が相対的な貧困状態にあることを示しており、かなり深刻な様相を呈していることが分かる。相対的貧困率とは、OECD の作成基準に基づき、等価可処分所得 (世帯の可処分所得を世帯人数の平方根で割って調整した所得) の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものを指す。相対的貧困とは、いわゆる食べるもの、着るものも十分に得られず、住むこともままならず、適切な医療も受けられないという最低限度の生活すら営むことが出来ないような状態を示す絶対的貧困 (国、機関、時代によって基準は異なる) とは区別される。但し相対的貧困状態においては、日本国憲法が保障する「健康的で文化的な最低限度の生活」を送ることが、極めて困難なことは明白である。つまり、日本の多くの子ども達が、日本国民としての基本的な人権 (生存権、学習権等) が十分に保障されていない状態になっていると考えてよい。

我が国における貧困と格差の問題は、いつの時代においても存在してきた。しかし、とりわけ上述した問題が大きくクローズアップされ、本格的に問題視されるようになってきたのは、平成 20 (2008) 年に起きたリーマンショック以降の時期からであると言われている。「貧困 (問題) が再発見された年」とされているのは平成 21 (2009) 年である。その理由は、厚生労働省がようやくこの年から国民生活基礎調査による相対的貧困率を公表しはじめたからである。一方、日本経済全体に視野を広げて見ると、この時期の前後から、我が国の経済活動の中心を支える中間層がやせ細り、寧ろ下流層 (貧困層) が急増する傾向にあることが顕著になってきたことが分かる。しかも、各階層間での移動、特に上位層への階級移動が困難になり、下流層の固定化が進みつつあることも指摘されている。このような厳しい経済状況下にあって、これまで貧困の問題から目を背けてきた政府も、ようやく重い腰を上げ始めるようになった。特に子どもの貧困は、我が国の将来を担う人材の成長に関係した重要な問題であるとの認識が共有されるようになり、平成 25 (2013) 年 6 月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が制定された。この法律は理念法ではあるものの、これまで貧困の問題とその対策について、政府が真

¹ 東邦大学理学部教養科教育教育学教室

正面から取り上げたことがなかった経緯を考えると、制定されたこと自体は画期的なことであつたといえる。その中で、子どもの学習支援についても言及（同法第10条に記載）がなされるようになった。また、平成26（2014）年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定し、子供の貧困対策を総合的に推進することになり、第4指標の改善に向けた当面の重点施策として、教育の支援が位置づけられている。更に平成25（2013）年4月には、生活困窮者自立支援法が制定され、平成27（2015）年4月に施行された。以後、本法律に基づいて日本全国の生活保護世帯等の生活困窮状態にある子ども達を対象とする学習支援事業が実施（同法第6条4 生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業に関する記載部分が相当）されている。本事業の目的は、子ども達の学習習慣の改善、学習成績の向上、高校進学率の向上、高校中退率の低下、不登校対策など、実施主体である地方自治体によって様々である。実は国の学習支援事業には、厚生労働省管轄の「貧困の連鎖を防止するための学習支援」とは別に、文部科学省が所管し、補助率の低い「学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援」との二本立てになっており、事業対象とする子どもが微妙に異なっている。文部科学省は「地域未来塾」と銘打ち、主として中学生を対象に、学校支援地域本部が中心になって、大学生や教員OBなどの地域住民の協力を得て、原則無料で実施し、「学習機会の提供によって、貧困の連鎖を断ち切る」としている（中嶋、2016）。ただ、本稿においては、筆者自身の個人的関心及び関わりの経験という点から、厚生労働省管轄の学習支援事業に焦点を当てて取り上げることにする。では、なぜ、学習支援事業が子どもの貧困対策上、重要な意味を持つのだろうか。その問いに対しては、以下に記す事が最もシンプルな答えとなる。一つ目は、子ども達の支援を行っている市区町村の地方自治体の担当者（課）自身が、子ども・若者の生活困窮支援で効果を上げている取り組みとして、第一位に就学援助・教育扶助・奨学金、第二位に学習支援を取りあげているからである。ちなみに第三位は就労支援・自立支援である（三菱総研、2013）。二つ目は、子どもたちが基礎的・基本的な学力を身に付け、希望する進学先に進学し、学業の継続が出来れば、高卒以上、可能であれば大卒以上の学歴を獲得して卒業し、就職することが可能になる。それにより、継続的かつ安定した経済的収入を得て、生活の安定化を図り、納税の義務を果たすことが出来るようになる可能性が高くなるからである。更にこの事は、多世代間に渡る「貧困の連鎖」を防止することにもつながることが期待される。時間はかかっても、これこそが貧困層から脱却し、より上位層への階級移動を可能にするための最善の方策だといえる。つまり、学習支援事業は、子ども達の明日を切り拓く力を養うことにつながるのである。今回、本稿においては、各地方自治体が様々な形で行っている学習支援事業の中でも、特に中高生に対する直接的な学習支援の場の果たす心理・教育的機能や役割について焦点を絞って分析し考察したい。その事により、貧困層の子ども達にどのような心理的・教育的支援を行うことが真に有効かを明らかに出来るからである。なお、考察に際しては、厚生労働省が平成27（2015）年6月に報告した「生活困窮者自立支援制度の事業実施状況について」の調査研究（厚生労働省、2015）、平成28（2016）年にNPO法人さいたまユースサポートネットが行った学習支援事業に関する調査研究（さいたまユースサポートネット、2016）、更に平成25（2013）年度厚生労働省が行った社会福祉推進事業「子ども・若者の貧困防止に関する事業の実施・運営に関する調査・研究事業」の報告書（加瀬、2013）に示された最新の統計データを参照しながら、学習支援事業の今後の展望と課題について検討することを目的としたい。

2. 生活困窮世帯支援事業と子どもの居場所づくり

(1) 生活困窮者自立支援法及び生活困窮者世帯とは何か

はじめに、生活困窮者自立支援法の目的とその対象者について確認しよう。生活困窮者自立支援法とは、「生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給、その他の生活困窮者に対する自立に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする」ものである（第一条：目的）。またこの法律において「生活困窮者」とは、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが出来なくなる恐れのある者をいう」（第二条：定義）とされている。

(2) 生活困窮世帯に対する政府の対策

生活困窮世帯に対しては、①自立相談支援事業の実施及び住宅確保給付金の支給（必須事業）、②就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業の実施（任意事業）、③都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定などが行われることになっている。

(3) 学習支援事業の位置づけ

上記した②において、今回焦点を当てる生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」が含まれており、国と自治体の費用負担は2分の1ずつとなっている。この事業により、対象者である子どもおよび保護者に対しては、日常生活習慣の獲得、子どもの進学、高校進学・中退防止などの支援を総合的に行うことが期待されている。

(4) 学習支援事業の全体像

ここからは厚生労働省が平成27（2015）年6月に報告した「生活困窮者自立支援制度の事業実施状況について」の結果を引用する（厚生労働省、2015）。本調査の結果を用いるのは、最近厚生労働省によって行われた回収率の高い大規模な調査研究であり、現時点での本事業の全体像を把握するのに適していると考えられるからである。調査の目的は全国の福祉事務所設置自治体における体制面での事業実施状況を国において把握し、その調査結果を自治体に提供することによって、各自自治体における取り組みの推進に資することであった。主な調査内容は1. 任意事業の実施状況、2. 各事業の実施状況（運営方法、委託先）、3. 支援員の状況（人数、保有資格等）である。調査期間は平成27年4月17日～4月30日。回収状況は901福祉事務所設置自治体/901福祉事務所設置自治体（回収率100%）となっている。では、結果を見てみよう。1. 任意事業の実施状況の内、子どもの学習支援事業では、平成26年度（子どもの健全育成支援事業、モデル事業）184自治体であったものが、平成27年度には300自治体（33%）に増加しているが、それでも3割程度である。任意事業の場合、地方自治体が費用の半分を負担する必要がある。そのため、財政状況の良し悪し（財源の確保）が取り組みの積極性に影響を与えている可能性は否定できない。次に2. 各事業の実施状況の内、⑤子どもの学習支援事業に関する結果を取りあげる。子どもの学習支援事業の運営方法は直営が24%、委託が62%、直営+委託が11%等となっており、委託先はNPO法人が39.4%、社団法人・財団法人が20.4%、社会福祉協議会が17.6%となっている。ここからは筆者の推測になるが、ボランティアスタッフなどの人員（事業の担い手）の確保が大きな課題になると思われる。特に大学生などのボランティアスタッフについては、一定数を継続的に確保するのは容易ではない。人員の確保が出来なければ、事業の継続もままならなくなる。非常に難しい問題である。事業

内容は学習支援型が89.6%、居場所の提供型48.5%、進路相談支援型が49.5%、養育支援型が32.1%、中退防止型が31.8%となり、多様な支援のあり方が存在していることが分かる。左記の数字は、地域の実情や事業実施・運営団体の特質等を反映していると考えられる。事業内容ごとの実施形態（複数回答）では、学習支援型の場合（集合形式63.1%、個別指導形式40.3%、訪問形式27.6%）、居場所の提供型の場合（拠点形式が55.2%、集合形式が60.0%）、進路相談支援型（窓口形式68.9%、64.2%）、養育支援型（窓口形式60.4%、訪問形式80.2%）、中退防止型の場合（集合形式44.2%、個別指導形式45.3%、訪問形式58.9%、窓口形式33.7%）となっており、タイプに応じた形式が採用されていることが分かる。事業内容ごとの平均実施回数（週当たりの見込み）は、学習支援型が3.6回、居場所の提供型が2.5回、進路相談支援型が3.7回、中退防止型が2.5回、その他が2.8回となっている。実施回数については週3日程度が平均とみてよいだろう。意外に回数が多く実施されているというのが筆者の印象である。支援対象世帯（複数回答）は、生活保護世帯が92.6%、市町村税非課税世帯30.8%、就学援助受給世帯44.5%、ひとり親家庭32.1%、児童養護施設入所者9.0%であった。これらの結果から、地方自治体により支援対象者に違いがあることが読み取れる。この事から2つの可能性が示唆される。一つ目は、自治体によって本来対象とされるべき人（最も支援を必要としている人）に対して、本当に必要なサービスが届いていないのではないかとこの疑念を抱かせるという点である。事業対象者となる子どもの世帯要件をどこまでの範囲とするかは、財源の問題と関係する。その為、決して単純に解決できる問題ではないが、慎重な議論が必要となろう。二つ目は支援対象者となる親や子ども達が、多くの生きづらさを抱えている可能性が極めて高いということである。これについては、次項（5）においてより詳しく述べたい。

（5）学習支援を受ける対象者の実態

学習支援事業の対象者となる子ども達のおかれている非常に困難な実情について、さいたまユースサポートネット（SUS）代表の青砥 恭氏の著作から一部引用して考えてみたい（青砥、2015）。その全体像を表1に示す。

表1 学習支援事業の対象者となる子どもたちの背景、特徴（SUSの例を中心に）

- | |
|--|
| 1. ひとり親世帯（全体の9割：母子世帯8割、父子世帯1割） |
| 2. 親が離婚、家庭が崩壊している |
| 3. 親が自殺 |
| 4. 親が何らかの精神疾患や障害を持っている
（自閉症、適応障害、うつ病、アルコールや薬物などの依存症など） |
| 5. 親が失業している |
| 6. 学校や公共空間になじまない文化性を持つ |
| 7. 兄弟が多く、家が狭い |
| 8. 外国籍または親が外国人で日本語が不自由（含む本人：喋れても書けない等） |
| 9. 親の学歴は中卒、もしくは高校中退の割合が5割以上
（親自身の学習体験の乏しさ→子供の学習環境に大きく影響あり、勉強ができない。しかし、それに対する危機感がない） |
| 10. （親も本人も）ホースレスの経験を有している |
| 8. （本人が）親からの虐待やネグレクト（育児放棄）を受けている |
| 9. （本人が）精神疾患、発達障害、知的障害等を持つが放置されている |
| 10. （本人が）病弱 |

11. (本人に) 愛着やコミュニケーション等に課題がある。
12. (本人が) 集団に入れない, 馴染めない
13. (本人が) 不登校状態にある (上記団体では不登校児 30 数名, 全体の 2 割)
14. (本人が) 高校を中退している
15. (本人が) 低学力
16. (本人が) 学習習慣のなさ, 学習意欲の低さ
17. (本人が) いじめを受けている, 学校から排除されている

尚, 上述した要因は単独で存在することは少なく, 複数の要因が絡み合い, 複合的なリスクを抱えている状態がほとんどである。

注) 青砥 恭 (2015) 作成の図に筆者が一部加筆して上記の表を作成した。

次に, 表 2 にさいたまユースサポートネット (SUS) における不登校の子ども達の発生率に関するデータも示す (青砥, 2016)。

表 2 さいたま市生活保護世帯対象の学習支援教室における不登校経験者の割合

平成 24 (2012) 年度	20% (160 人登録)	< 2.6% : 39 人に 1 人の割合 >
平成 25 (2013) 年度	15% (215 人登録)	< 2.7% : 37 人に 1 人の割合 >
平成 26 (2014) 年度	13% (210 人登録)	< 2.76% : 36 人に 1 人の割合 >

注 1) < > 鍵括弧内での記載内容は, 不登校発生率の全国平均値を指す

2) 平成 27 (2015) 年度全国の中学生の不登校率は 2.83% (35 人に 1 人の割合) (文科省速報値)

3) 青砥 恭 (2016) に筆者が文部科学省のデータを加え一部加筆して作成。

青砥氏の実践と報告は, 埼玉県の都心部での取り組みがベースになっている。しかし, 今回示された実態は, 他の地域においても, 種類や程度の差はあれ, ほぼ同じような傾向が見られると言ってよいと筆者は考えている。つまり, 表 1 から分かる様に, 学習支援を受ける子どもたちの多くは, かなり複雑かつ多岐に渡る複合的な心理的・身体的, 精神的・社会的問題を抱えているのである。いわゆる「多重逆境」状態にあるといえる。これらのことから, 子ども達に対して単なる進学実績の向上だけを目的に事業を行うことには, 非常に無理があることが分かる。そのような進学実績の向上を過度に意識した事業を展開している場合には, 活動そのものの継続や運営自体に行き詰まりを生じているとの報告を受けることがある。当然の結果であると思う。生活困窮世帯の子ども達にとっては, 日常生活の基盤そのものが揺らいでいる場合が多い。学習習慣そのものが身につけなかったり, 自尊心が低下していたり, 対人関係スキルの習得も十分でなかったりする厳しい現実がある。それらを支援する側が全てサポートすることは出来ないにしても, 彼らの過ごす時間や空間が非侵襲的で, 葛藤が少なく, 安全・安楽・快適に過ごせるような基本的環境整備を行うことは最低条件となろう。本格的な学習活動への参加は, あくまでもそれらが保障されていることが前提である。

3. 子どもの学習支援の場が持つ教育的, 心理学的機能

本項においては, 学習支援の場が持つ複合的かつ多面的な心理学的・教育学的機能について

分析する。筆者は上述した場には、大きく分けると2つの機能があると考えている。

一つ目は抱える（ホールディング）機能であり、二つ目は回帰機能である。それらの関係を示したものを図1に示す。但し、後に詳しく述べるが、二つ目の回帰機能は事業の開始当初から備わっていたり、発揮できるものではないことに注意したい。

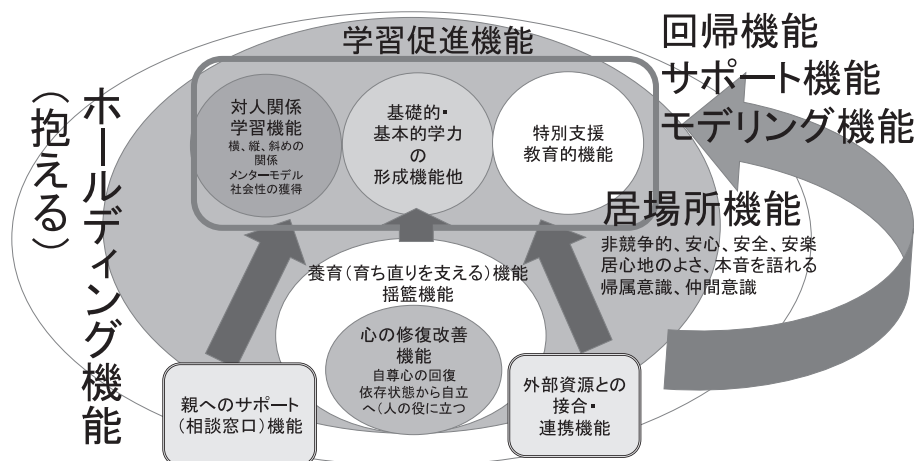


図1 学習支援の場が持つ複合的かつ多面的な機能

(1) 抱える（ホールディング）機能

①居場所機能

多くの調査研究の結果で指摘されているものの一つに、学習支援の場が子ども達にとっての良き居場所になっているということがある。多くの課題を抱える子ども達にとって、本来楽しく快適な場所であるはずの学校や家庭が、寧ろ心理的葛藤を抱えやすい場所になりやすく、必ずしも心安らげる場であるとは限らない。従って子ども達にとっては、限られた時間ではあっても、家でもなく、学校でもなく、ホッと一息つけて、安全、安楽・安心して過ごせる第三の場所（サードパーティー）が存在することの意味は大きい。ボウルビイの言葉を借りれば、そこがセキュア・ベース（心理的安全基地）としての機能を持っている場所であり、時として緊急避難的な場所としての役割も果たすからである。またその場所には、親や学校の教師たちとはやや異なった価値観や生き方をしている良き隣人（複数の大人達）がいる。彼らは適度な距離感と関心を持って見守り、接してくれ、良い意味でのお節介を焼いてくれる。この学習支援の場の持つ居場所機能は、より細かく見れば、1) 学習促進機能、2) 心の修復・改善機能、3) 養育（育ちなおりを支える）機能、4) 親のサポート（相談窓口）機能、5) 外部資源との接合・連携機能などの複数の機能を有している。これらが複合的に連動し、機能して、全体として対象者を支えるのである。では、順番にその機能を見てみよう。ここに述べる1) 学習促進機能は、学校で学ぶ内容の補充学習を行うというような狭い意味での学習促進を意味しない。学力の補充や発展は勿論のことだが、日常生活習慣の見直しや学習習慣の形成、対人関係の持ち方などといった人として生きてゆく上での基本的な力を育成し、人間形成の土台づくりを学ぶ場

としての機能である。そのため、この中には a) 対人関係学習機能、b) 基礎的・基本的学力の形成機能・成長保障機能、c) 特別支援教育的機能の3点を含む。a) 対人関係学習機能とは、親や親以外の大人との縦の関係、兄弟姉妹、あるいは同輩たちとの横の関係だけでなく、大学生、大学院生などのお兄さん、お姉さんという比較的年齢の近いスタッフとの斜めの人間関係を通して、人間関係の構築の仕方を学ぶ機能である。特に斜めの人間関係の持つ意味は大きい。大学生等は対象者の年齢にも近く、近未来の理想モデルとして存在する。対象者たちは彼等との関わりを通して、価値観や行動原理を内在化しやすいからである。つまり大学生達は、メンターとしての機能も果たしていることになる。更に学習支援の場に集う様々な年齢、性別、職業の大人達から、日常生活習慣や対人関係に関する基本的なルールなどを教えてもらえる点も、対象者にとって大きなメリットである。ここは社会性の獲得やコミュニケーション能力の向上に大きく貢献する部分である。b) 基礎的・基本的学力の形成機能・成長保障機能は文字通り、学力の基礎・基本が育成される。その中には、学習習慣の形成・維持や学習スキルの習得（勉強の仕方）なども含まれる。対象者の多くは、学校での勉強についてゆけず、学習遅滞が起きている場合が多い。またそのような挫折体験の累積によって、しばしば自尊心の傷つきを経験し、自己尊重度が低下している。この状態を放置すれば、学校嫌いになり、不登校状態に陥りやすくなり、非行に走ることもあるだろう。学校で学ぶ価値観（勤勉性など）からも遠ざかってしまう可能性を生む。学力の補充等により、学ぶ楽しさ、分かる喜び、出来る感動を味わい、自信を取り戻し、自己肯定感を高めることは、子どもが自分自身の未来を切り拓く上で、最も中核的な能力を形成することにつながる。学習支援事業が本来意図していた部分はここを指すといつてよい。c) 特別支援教育的機能がどれだけ求められるかについては、対象者の実態に依存する。しかし、既に表1に示したように、対象者の何割かが確実に発達障害や知的障害、情緒障害等の問題を抱えている可能性が高い。今回正確な鑑別診断を行ったデータを示すことは出来ないが、筆者の関係する支援団体においても、子ども達の4割程度に特別支援教育が必要とされるのではないかという見立てを支援者側がしており、そのような対応が求められているという実態がある。これらの事は、大きく2つの事を示唆する。一つ目は、支援者の側に教育相談や特別支援教育についての深い素養が求められるということである。更に支援者の質の向上という観点からも研修体制の整備やスーパービジョンの活用などを考える必要があることが分かる。二つ目は、支援者が一人で抱え込まないで、専門家をうまく活用し、支援を仰ぐ必要があるという点である。そうしないと、一人で問題を抱え込んでしまって、破綻を来したり、問題解決自体を遅らせてしまう可能性が出てくるからである。このことは、5) の外部資源との接合・連携機能と深く関係する。

2) 心の修復改善機能

子ども達が家庭や学校で蒙った様々な傷つき体験を癒し、自尊心を回復する機能である。これに関しては、スタッフによる関わり方が重要になることはいうまでもない。そして非競争的で、弱音を吐けるような仲間との関係なども非常に重要な要素となろう。しかし、それ以外に場所（環境）自体の持つ影響力が無視できないと筆者は考えている。本来的には、心が少しでも安らげるような、自然に近い環境が設定されていることが望ましいといえるだろう。構造がシンプルで、安全面が確保されていることは勿論だが、余りに人工的で無機質な学習空間は、対象者にとってはむしろ落ち着かない場所となる可能性がある。そのような場では、心の修復改善機能はうまく働かないと考えられる。

3) 養育（育ちなおりを支える）機能・揺籃機能

心の修復改善機能がうまく働けば、時間はかかっても、対象者は支援者への依存状態から、自立へと向かう。そして他の人の役に立つ存在になろうとする。或いは実際になってゆく。学習支援の場が、いわば揺籃（ゆりかご）のように、来るべき巣立ちに向けた力を蓄える準備の場として機能することになる。

4) 親のサポート（相談窓口）機能

学習支援事業の対象者は子どもだけに留まらず、親も含まれる。なぜなら親を支えることが子どもを支えることになるからである。生活困窮家庭においては、親達も経済的な問題はもちろんのこと、身体的、心理的、社会的な多くの問題を抱えて疲弊している。様々な理由や経緯から、行政等への不信感を抱いていた親たちも、支援事業を通して子ども達が成長する姿を実感出来れば、気持ちもほぐれ、支援団体に対して心を拓くことも出てこよう。愚痴や不平不満を含めたよろず相談から、真の問題解決につながることもあるだろう。親へのサポート機能というのは、必ずしもメインの機能ではないかもしれない。しかし、親の心理的安定が子どもの成長・発達にプラスの影響を与えることは間違いない。実は非常に重要な機能なのである。

5) 外部資源との接合・連携機能

支援対象者が多重逆境状態に陥っている可能性が極めて高いのだとすれば、出来るだけ早い時期に、正確な情報を収集し、個々のケースにあった支援計画を練る必要がある。身体面、精神面において医学的な問題を抱えている場合には、速やかに医療機関に繋ぎ、投薬を含めた対応が必要になるであろう。もし、福祉的な問題を抱えている場合には、行政機関との連携により、社会的なサービスの活用なども視野に入ってくるだろう。学習面についての遅れがある場合などは、学校や教育委員会などの情報交換や連携が大切になる。重要なポイントは、支援団体単独で問題を全て抱え込んで解決しようとせず、うまく関係者で支援チームを形成し、連携しながら支える体制をつくることである。それこそが長期に渡る継続的な支援を可能にするからである。ただ、それは同時に、支援者側に関係機関との効果的な連携を行うコーディネーターとしての役割や機能が求められるということの意味する。

(2) 巣立った対象者たちの回帰機能・サポート機能・モデリング機能

学習支援の場がうまく機能し、ある一定期間以上の継続が出来れば、かつての対象者たちの何割かが、卒業生となって戻ってくるという現象が起きてくる。従って、この機能は最初から備わっているものではなく、支援者たちの努力の結果として生み出されるものである。但し、一度この機能がうまく発揮され始めれば、その効果は非常に大きく、希望の連鎖を生み出すことに繋がる可能性が高い。卒業生たちにとっては、かつて自分たちが巣立った場所（原点）である。疲れて方向性を見失ったときに、一息ついて自分を見つめ直す場にもなりえる。つまり卒業生達にとってもサポート機能を持つ場だということになる。このことは高校進学後の早期の退学等を極力防ぐことにもつながる。そして卒業生の中には、御恩返しの意味も含めて、支援する側のスタッフとして活躍し始めるものも出てくるだろう。その場合、今、ここで関わっている子ども達の悩みや苦しみが、リアルに分かる良き相談相手として機能することが出来るのではないだろうか。また、対象者たちにとっては、夢を実現しつつある理想モデルが目の前にいるという僥倖に出会えたことになる。何にも増して嬉しく勇気づけられる存在となろう。

おそらく、どんな立派な大人が話をするよりも、卒業生たちの励ましの言葉の方が効果的に作用するはずである。上述したように、学習支援の場を巣立った卒業生たちが再び戻ってきて、

今度は支援するスタッフとして働き始めるような現象を、筆者は支援の場が回帰機能を持ったと名付けておきたい。これこそが、事業の効果があつたことの最良の証左の一つである。

以上、学習支援の場が持つ複合的・多面的な機能についてその詳細を述べてきた。しかし、運営主体の多くは自治体による直営や委託先（社会福祉協議会やNPO法人等）である。マンパワー等についても潤沢な状態にある団体は少ないと思われる。従って、上記した多機能をほぼ同時にしかも長期間に渡って発揮し続けるのは、運営側にとってかなりの負担になることが容易に想像される。支援の継続と発展のためにも、支援者をどのように支えるのかという課題について真剣に議論する必要がある。

5. 今後の展望と課題

ここからは、「はじめに」の部分においても取りあげた、2つの大規模な調査研究の結果を踏まえて、学習支援事業の今後の展望と課題について考察したい。

(1) 生活困窮者自立支援に基づく学習支援事業のアンケート調査結果の分析と考察

最初に、社会に居場所を見つけれられない若者や子どもへの支援活動を展開する「NPO法人さいたまユースサポートネット（以下SUS）」代表の青砥 恭氏が行った大規模な調査研究の結果を見てみよう。SUSでは、独立行政法人福祉医療機構（WAM）の助成を受け、2015年9月～10月の間に、全国の福祉事務所を設置する自治体（479団体）と生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業受託団体（98団体）の合計577団体を対象に、「生活困窮者自立支援に基づく学習支援事業」をテーマにした大規模なアンケート調査を実施した。今回は、その結果の中から、学習支援事業の目的及び運営上の課題の2点について焦点化して検討してみたい。

①学習支援事業の目的

学習支援事業では「悩みなどの相談」「あいさつや話題の提供」「基本的なマナー、言葉遣い」「いじめや虐待への気づき」など、日常生活の相談・支援や居場所としての事業にもなっているという結果が出ている点は興味深い。また事業の目的自体も、学習習慣の改善、学習成績の向上、進学率の向上、仲間づくり、不登校対策、中退対策も含めて多様である。

だが、報告書が指摘するように、貧困層の生徒が多くを通う高校での中退率が非常に高いことから、高校を卒業後の進路保障までを支援事業の目標とすることも検討すべきだという指摘には、筆者も賛同する。なお、事業目的に関する結果は、筆者が3項において指摘したように、学習支援の場が、単に学力向上を目指したものであることにとどまらず、多機能かつ包括的な支援を目指した拓かれた場である必要性を裏付けるものとなろう。

②運営上の課題

運営上の課題としては、関係機関との連携、教育委員会との連携の必要性を訴える団体が少なくないことを指摘している。支援の対象となる子ども達が、身体面、心理面、社会面、生活面等において、自力では解決不可能なレベルの問題に直面していることも多いことを考えれば、支援団体のみが抱え込んで解決することはほぼ不可能である。関係各機関との効果的な連携は必須といってよいだろう。また、子どもの貧困対策においては「学校をプラットフォームに」という議論が為されている以上、運営主体であるNPO等の民間の支援団体が、「小学校・中学校・高校」「教育委員会」「児童相談所」などの外部資源を有効に活用し、連携を行うことは、子ども達の福祉向上に貢献する。報告書においても、関係機関のネットワークの構築こそが、最も困難を抱えた子ども達のセーフティーネットになると指摘している点は、関係者が常

に心しておかなければならない重要ポイントであると考え、ここについても、外部資源との接合・連携機能の所で述べた内容と合致する。

(2) 「子ども・若者の貧困防止に関する事業の実施・運営に関する調査・研究事業」報告書の内容分析と考察

次に平成26(2014)年3月に出された平成25年度厚生労働省社会福祉推進事業「子ども・若者の貧困防止に関する事業の実施・運営に関する調査・研究事業」報告書(研究代表 加瀬進)の一部を引用しながら考察を行うことにしたい。この事業は平成27年度からの「生活困窮者自立支援法」の施行に向け、制度構築に資するよう、子どもの学習支援等に取り組む市区町村及び児童養護施設等に関するアンケート・ヒアリング調査及びケース研究を実施し、経済的貧困と貧困文化の連鎖を断ち切り、社会資源不足の連鎖を克服するための方略を得ることを目的として行われたものである。アンケート調査は全国1742市区町村を対象に「子ども、若者の生活困窮支援に関する取り組み実態調査(アンケート)」実施(回収1016件, 58.3%)し、ヒアリングは生活困窮者自立促進支援モデル事業実施自治体のうち13か所を対象に、学習支援事業の具体的内容に関する電話ヒアリング調査を行っている。ここでは特に5.2の「生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業のあり方」の部分に記載された要点を見てみよう。そこには以下に記すように大きく8点が述べられており、どれも正鵠を射た指摘であると筆者は考える。

- ①小学生段階からの早期介入と成長に合わせた継続的な支援
- ②学習支援だけでなく、生活全体の包括的な支援
- ③子どもの教育を担い、日常的に子どもと接する学校との連携
- ④学習支援事業の担い手の確保、資質の向上
- ⑤家庭、学校の先生以外の大人との関係づくりの意義
- ⑥支援された子供が支援に回り、活躍の場を得る効果
- ⑦事業エリア、人数規模等の適正化
- ⑧効果的な事業実施

まず本報告書の①において、事業の効果を上げるためには、子どもの社会性の育成も含めて生活全体を包括的に支援することを視野に、小学生の出来るだけ早い段階から関わりを持つことが望ましいと指摘する。また、高校を中退せず、卒業まで至れるように、高校生になってからも継続して見守る体制が求められるとしている点は、SUSの青砥らの指摘と重なる。②においては、学習支援事業の目的を高校進学だけでなく、学習支援やありのままにいられる交流の場やプログラムを提供することによって、社会とのつながりを結び直し、経済的自立、社会生活自立、日常生活自立を目指すことだとする。そして、学習支援、進学支援の基礎となる、社会制度に対する知識や日常生活上の知恵といった、社会生活を営む上で必要となる知識を幅広く教え、社会性を醸成しながら生活全体を包括的に支援してゆくことが重要であるという。具体的には、学習習慣や日常的な生活習慣を身に付ける必要がある子どもにとって、子どもの生活が安定し、自尊感情、自己肯定感を持てるように緩やかな居場所を提供し、勉強に取り組む入り口に立つためのメニューを検討することが望ましいとする。更に、その保護者に対しても、子どもが教育の機会を得ることの重要性について理解を促す取り組みが必要だと指摘している。これらの指摘は学習支援事業の対象となる子ども達の実態を正確に捉えて反映しているといえる。筆者の言葉では、学習促進機能、こころの修復改善機能、育ちなおしの機能を持つということになる。③の学校との連携の部分は、ほぼSUSの指摘と重なる。しかし、本報告

書の指摘はより具体的である。事業への協力方法については、学校現場と意見をすり合わせながら丁寧に協議する必要があること、また、事業に協力することが教員にとっても業務負担の軽減につながること、気になりながら手を差し伸べられなかった子どもへの支援につながるなど実感してもらえる仕掛けを工夫する必要性について述べている。まさに連携の要諦が記されており、非常に参考になる。④の指摘が秀逸な点は、支援者の資質向上について触れていることである。学習指導はもちろんのこと、生きづらさを抱えた子どもに対する関わりにおいて配慮すべき事項等もあるため、定期的な研修の実施や、ガイドラインの配布等を行い、事業の質の担保をする必要があるとしている。学習支援事業の成果が支援者の質に依存することを指摘したことは注目に値するといっただろう。⑤においては、子どもにとって日常的に接している家族や学校の先生以外の「大人」と関係性を築くことの大切さが指摘されている。とりわけ、大学生のような直接の上下関係を持たない「斜め上の関係」からの支援の存在が、彼らにとってより身近であり、今後の目標ともなることに触れている点は重要である。筆者が3項において指摘した対人関係学習機能の一つとして「斜めの人間関係」の存在とその果たす役割の大きさがこれに該当する。⑥学習支援事業が一定期間継続し、その成果が得られたかどうかの証左の一つは、いわゆる卒業生が戻ってきて、今度は支援する側になることではないだろうか。本報告書においても、高校に進学すること、希望する仕事に就けた子ども達が、次の子ども達の支援に回ることは、同じ経験をした立場だからこそ、大きな意味があるとしている。支援者とは異なる視点から子どもを支え、励ますことが出来る仕組みとして期待されるとしている。そして、事業拠点が、子どもの居場所や止まり木になりえたのであれば、子どもに対して、支援される立場だけでなく、次の子ども達に対するロールモデルとして、勉強を見る等の活躍の場を提供する工夫があるとよいとしている。筆者の言葉でいえば、学習支援の場が回帰機能、モデリング機能を持ったということになる。卒業生が支援の場に回帰してくることは、学習の場がスタート時点よりも厚みのある機能を装備したことを意味する。これはすぐに実現することではないが、質の良い関わりが何年にも渡って継続してゆくことによって始めて可能になる価値ある成果だと言ってよいだろう。⑦においては適正規模での事業の実施が述べられている。対象となる子どもの実態から考えて、個別具体的な肌理の細かい支援がベースになることは言うまでもない。ただ、今後事業規模の拡大に伴い、生活圈域単位での支援活動が難しくなった場合は、拠点までの無料送迎についても検討する必要があることを述べており、検討の価値がある指摘だと考える。⑧「子どもの健やかな育ちに向けて、地域における類似事業に関する情報を集約し、効率的な事業展開方策について関係部署で十分協議することが望まれる」としている点には耳を傾ける価値があるように思われる。市役所等では担当部署が違えば、類似の事業を全く別物として予算化して実施している場合も多いと聞く。貴重な財源が縦割り行政の弊害によって、有効活用されないというような事態を生まないためにも、関係各部署間での事前協議と調整が重要になると思われる。

以上、2つの大規模な調査研究の結果の一部を引用しながら、学習支援の場がもつ役割・機能・課題について分析・検討してきた。これらの事からも分かるように、学習支援の場は、支援を受ける子ども達の実態を反映し、極めて複合的かつ多面的な機能を果たしている。子ども達の育ちにとって非常に重要な意味を持っている場なのである。実際に支援の現場では、支援者にマルチな働きが求められている。そのため、周囲の人々からの余りに過度な要求と期待は、支援者達を疲弊させる要因になりえることに注意したい。

それと同時に、子どもの貧困対策の成否は、子ども達のニーズに肌理細かく対応できる立場にある地方自治体の力にかかっていることも浮き彫りになったように思う。今後各地方自治体が子どもの居場所づくり、生活支援、子育て支援など、地域のニーズに合った総合的な対策を行ってゆくと同時に、必要な財政措置を国に対して積極的に求めてゆくことも必要になろう(中嶋, 2016)。一方、国に対しては、上記した事業効果の高さを考慮し、今までよりも一層、手厚い支援を行うことを期待したい。

6. 終わりに

子どもの貧困対策法や生活困窮者自立支援法の施行によって、国や地方自治体が学習支援事業に本腰を入れて取り組み始めたことは、大いに歓迎すべきことである。しかし、その内実を見れば、未だ解決すべき課題が多いことも事実である。複雑かつ多様な生活背景を持ち、生きづらさを抱えている子ども達にとっては、学習支援の場が、民間の進学塾が行っているような単なる学力や進学率の向上だけを目指すところになってしまっただけでは、意味をなさない。筆者は、今回学習支援の場自体が、彼らのしんどさに寄り添い、支え、トータルな成長・発達を支える役割や機能を果たす包括的な支援の拠点になっており、存在自体に大きな意味があることを指摘した。本来生活困窮家庭への学習支援の問題は、国が教育の責任を親に押し付けることなく、基本的な条件整備を全て担うことによってしか根本的な解決はない。しかし、逼迫する国家財政の問題もあり、早急な解決は期待できないという厳しい現状もある。そのため、考察の部分で取り上げた2つの調査研究の結果にも示されたように、支援者側が出来る範囲のことを着実に積み重ね、一人でも多くの貧困層にある子ども達の未来が拓かれてゆくようにサポートをしてゆかなければならない。それが、我々大人達の果たす役割の一つだと考えるからである。今後も、学習支援の場が子ども達の生涯発達・生涯学習の基盤をつくることに寄与できるように、筆者も陰ながら尽力してゆきたいと考えている。

謝辞

本稿執筆のきっかけは、2016年6月12日(日)に東邦大学で行われた(企)労協船橋事業団(ワーカーズコープちば)主催の「子どもの貧困とは?子どもの居場所とは?学習支援はなぜ必要?」という学習会およびパネルディスカッションに参加したことにある。当日、筆者に基調講演者及び全体会コーディネーターとしての役割を与え、子どもの貧困問題についての理解を深める機会を提供して下さいました「フリー★スタディ習志野」学習支援事業 管理者の渡辺伽奈氏に深く感謝したい。また当日のパネルディスカッションにおいて、示唆に富むディスカッションをして下さったパネラーの皆さまにも厚くお礼を申し上げる。彼等から受けた刺激的な経験が、本稿執筆の土台となっている。当日のパネラーの方々全員のお名前を挙げることはしないが、ここに謝意を表したい。

引用・参考文献

- (1) 厚生労働省 大臣官房統計情報部人工動態・保険社会統計課世帯統計室 7. 貧困率の状況 II 各種世帯の所得の状況 平成25年 国民生活基礎調査の概況 p17 2014
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa13/index.html>
- (2) 中嶋哲彦 生活困窮者自立支援法に基づく学習支援 ②地方自治体の責務 5STEP 子どもの貧困対策法とは? 松本伊智朗, 湯澤直美, 平湯真人, 山野良一, 中嶋哲彦編著 子どもの貧困ハンドブック

- ク かがわ出版 p94-95 2016
- (3) 三菱総合研究所 人間・生活研究本部 平成 24 年度厚生労働省社会福祉推進事業 「子ども・若者の生活困窮支援のあり方に関する研究」報告書 p29 2013
 - (4) 厚生労働省 (2015) 2. 各事業の実施状況 ⑤子どもの学習支援事業 生活困窮者自立支援制度の事業実施状況について 2015
<http://www.seikatsuhogoinformation.com/gyousei-20150608-01/>
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000088324.pdf>
(PDF 版)
 - (5) NPO 法人さいたまユースサポートネット (代表 青砥 恭) 「生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業に関する調査」結果のお知らせ 2016
<http://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000001.000018249.html>
 - (6) 加瀬 進 (研究代表) 5.2 生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業のあり方 平成 25 年度厚生労働省社会福祉推進事業「子ども・若者の貧困防止に関する事業の実施・運営に関する調査・研究事業」報告書 厚生労働省 p127-129 2014
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/dl/sankoushiryou_h260630-01.pdf
 - (7) 青砥 恭 困窮世帯に育つ子どもの複合的リスク 親や家庭にあるリスク (序) 子ども・若者支援が目指すもの「高校中退」から「セカンドチャンス」へ 青砥 恭+さいたまユースサポートネット編 若者の貧困・居場所・セカンドチャンス 太郎二郎社エディタス p12 2015
 - (8) 青砥 恭 貧困と孤立の中で生きる若者たちを支えきれない学校の現実 2. 若者と貧困—格差社会の中で絶望的な孤立の中で生きる若者たち 稲葉 剛他共著 ここまで進んだ! 格差と貧困 新日本出版社 p39 2016
 - (9) 文部科学省初等中等局児童生徒課 5. 小・中学校の不登校 平成 24 年度 児童生徒の問題行動党生徒指導上の諸問題に関する調査 文部科学省 p50 2012
 - (10) 文部科学省初等中等局児童生徒課 5. 小・中学校の不登校 平成 25 年度 児童生徒の問題行動党生徒指導上の諸問題に関する調査 文部科学省 p61 2013
 - (11) 文部科学省初等中等局児童生徒課 4. 小・中学校の不登校 平成 26 年度 児童生徒の問題行動党生徒指導上の諸問題に関する調査 文部科学省 p25 2014
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/10/1351936.htm
 - (12) 中嶋哲彦 生活困窮者自立支援法に基づく学習支援 ②地方自治体の責務 5STEP 子どもの貧困対策法とは? 松本伊智朗, 湯澤直美, 平湯真人, 山野良一, 中嶋哲彦編著 子どもの貧困ハンドブック かがわ出版 p95 2016